

男女共同参画社会へ向けての啓発誌

しまねの

ひと **女と男** ひと



特集

ストップ!デートDV

- 「学校とデートDV～人権としてのセクシュアリティ尊重度～」
高橋裕子さん(元都立高等学校養護教諭) 2
- 「デート作法度チェック」と「対応のポイント」 4
- 中学生・高校生向けデートDV防止講座のご紹介 5
- リレーコラム 6
- データで見る男女共同参画 6
- 平成24年度しまね女性センターの事業紹介 7
- 活動報告 8



あすてらす

ストップ!デートDV

今回の特集では、デートDV(若いカップル間で起きるドメスティック・バイオレンス、暴力)の問題を取りあげます。デートDVを「親しい間柄や恋愛をしている間柄で相手の束縛・支配により、自分の意志や言動を見失っている状態、それを「恋愛」だと思い込んでいること」と捉え、この問題に正面から向き合うために「セクシュアリティ^(注1)の尊重」を訴える高橋裕子さんのメッセージのほか、デートDVに気づき防止するためのポイントや取組を紹介します。

学校とデートDV

～人権としてのセクシュアリティ尊重度～

元都立高等学校養護教諭 たかはし 高橋 ゆうこ 裕子さん

私はこれまで、養護教諭として多くの生徒と出会い、いろいろなデートDV事例を見てきました。デートDVに対応する教員など大人の側は、暴力行為にだけ対処すれば済むというのではなく、その根底にある「人権としてのセクシュアリティ尊重度」の欠落と、「ジェンダーバイアス」^(注2)を認識した上で向き合わなければ、根本的な防止教育や加害者・被害者対応をすることはできません。ここでは、特に「人権としてのセクシュアリティ尊重度」に関して、学校における教育の必要性を中心に話をすすめます。そのことを理解した上で、デートDVの問題から逃げず、正面から緊急性や危機感を持って対応できる大人が一人でも増えてくれればと思います。

なぜセクシュアリティを人権として尊重すべきか

デートDVの理解・対応のためには、対応する側の大人自身のセクシュアリティ尊重度が問われます。セクシュアリティを人権としてみる力は、性教育の課程等で意識的に学ばなければ身につくものではありませんが、残念なことにほとんどの学校では性教育として学ぶ機会がないのが現状です。このため、子どもたちはセクシュアリティ(性)をいのち、人権そのものと結びつけて考えることも、「尊重する」ことの意味も知らず、DVと恋愛の違いにも気付かず、相手の人権を侵害してしまっていることが少なくありません。また、これまで人権の基礎ともいえる性教育を受けてこなかった大人の側も理解が不足していて、デートDVの原因がなにであるのか?の根源的問題や深さがわからずに、「犬もくわぬケンカごとき」として、たてまえ論・道徳論・暴力防止論など上辺の対応となっています。そのためまず対応する大人自身が、セクシュアリティの大切さを確認する意味で、人権意識、ジェンダーバイアス、性的権利などを重要視することが必要不可欠です。では、人権としてのセクシュアリティ尊重度について、具体的なポイントを確認してみましょう。

「人権としてのセクシュアリティ尊重度」チェック

① 人間に対する態度はどうか

- ・自分や他人のいのち・心を尊重しているか(自尊心)
- ・個性・主体・可能性を認めているか
- ・思想・自己表現・判断力を認めているか
- ・プライバシーを尊重しているか
- ・自他に責任をとれる言動をとっているか

② 性に関わる差別をしていないか

- ・男と女によって性行動の評価を違えていないか
- ・性行動のある中・高校生を許容できるか
- ・高齢者・障害者・HIV感染者などのマイノリティの性を無視・軽視していないか
- ・多様な生と性(セクシュアルマイノリティ)を認めているか

③ 妊娠・出産・育児に関して、理解と援助はあるか

- ・結婚に対する偏見はないか(未婚・既婚・離婚・再婚・適齢期・同性婚・非婚)
- ・多様な家族を認めているか
- ・性役割を固定していないか

④ 性行動を選択する個人の自由(性的自己決定権)を認めているか

- ・自慰について否定や抑制をしていないか
- ・10代の性交を「不純異性交遊」などという言葉でとらえていないか
- ・中・高校生の性行動を管理しようとしていないか
- ・性行動を個人のプライバシーととらえているか
- ・産む・産まないを当事者の自己決定としているか

⑤ 性暴力をおかしていないか

- ・性感染症にかからない・うつさない配慮をしているか
- ・スクール・セクシュアル・ハラスメント、買売春、レイプ、児童ポルノなどで生徒の心身を傷つけていないか
- ・デートDV・DVなどを繰り返していないか
- ・望まない妊娠・中絶を繰り返させてはいないか、または繰り返していないか
- ・性の商品化をほのめかしていないか

⑥ 性を人権として見ているか

- ・ふれあいの性を無視していないか
- ・性器や性欲を軽視していないか

- ・性を人格と関わりない下半身のことととらえていないか
- ・固定化された母性・父性を強調していないか

⑦ 性を学ぶ権利を認めているか

- ・性を学ぶ機会や、教材・書籍を奪っていないか
- ・学習の機会をつくっているか
- ・性に関する表現の自由を制限していないか
- ・社会事情・文化の違う国や民族のセクシュアリティを学んでいるか

これらの各項目を自身のなかで確認していく中で、デートDVに関わる様々な事象・原因に対して敏感になり、「気づきの視点」が得られてくると思います。繰り返しますが、こうした視点を養うためには、私は学校において、人権と性の教育課程がきちんと位置づけられ学ぶことが必要だと思っています。特に、②や④に関連して、男の子は精通が始まった時からその意味を理解し、豊かな関係性を阻害しない(暴力的な性につながらない)ための自己コントロールができるような教育を、女の子は中学生くらいになったら、基礎体温の計測を習慣化させることなどで、自分のからだのめぐりに主体的に関わる教育を必要としています。性教育は、性別でわけて対応するのではなく、男の子も女の子も一緒にお互いに共通の認識と理解を持ち、自分や相手のからだを人権の意識とともに学ぶことが、相手を大切にすることにつながっていきます。それがデートDV解決でもある「自分や相手を尊重する」ことの意味でもあるのです。しかし、今、学校ではこうした認識のもとでの性教育はほとんど行われていないのが現実です。

学校でのデートDV防止教育

デートDV防止教育について学校での指導は大きなメリットがあります。被害者支援や相談活動をしているセンターや団体は各地に多くありますが、当事者が相談として来て初めて支援や教育が始まります。しかし、学校は毎日児童・生徒たちが登校するところです。全校生徒に対して広く啓発授業や防止教育ができるし、当該生徒のみならず友人・クラスメートもデートDVに気づくことができます。また、普段から関わっている教師も当該生徒とコミュニケーションが取りやすい立場にあります。学校での啓発・防止教育が定期的に行われることになれば、生徒教師共に意識が高まり、とても効果的です。

自分が被害者にも加害者にもならないための性教育は、中学生でも早すぎることはありません。大人は性教育をセックス教育と勘違いして敬遠しがちですが、人との関係性をどうつくり保っていくかの基本として性教育はとても大切なことです。子どもたちの性行動を“性非行”だと規制する前に、お互いが傷つかない安心した付き合いができていくように大人の側が語り伝えてきたのか？をふりかえり考えてみてください。

具体的防止のためにまずは「気づく」ことから

ここまでの説明は、デートDVへの気づきの視点を養うための、いわば基本中の基本の話です。具体的にデートDVを防止するには、まず「気づく」ことが大切です。自分たちの関係を「恋愛」だと思い込んでいる人(子ども)に対して、周りが「デートDVの関係にあること」に気づかせるのはとても困難ですが、①自分が加害行為をしていることに気づく、②被害を受けていることに気づく、ことから対応がはじまります。対応者(大人)はこの視点を持った上で、決して上から目線で接するのではなく、子どもたちと同じ立ち位置で共に考え、共に気づくことを目指しましょう。そしてもう一つ、私が「のろい」のことばと呼んでいる、ジェンダーバイアスを強調する声かけへの気づきも重要です。男の子がデートDVの関係性のなかで、母親と同じ性の女の子をなぜ、いつから下位とみなすようになってしまうのか？それは、幼い頃から男の子に対して向けられる“男は泣いてはいけない、弱音を吐くな、強くなれ、リーダーシップをとれ”等の励ましのメッセージが、女はそうでなくてもいい(だから見下してもいい)との逆メッセージとなってしまふからなのです。“のろい”のことばによりつくられた「男の鎧」から自由になり、性別による固定観念や押しつけから開放されることは、これだけがすべてではないですが、デートDV防止のきっかけにつながるのではないのでしょうか。

これらの「気づき」を可能にするためには、次頁のようなチェックリストを用いて、被害者や加害者への対処につなげていきましょう。

- (注1) 性的指向や性的嗜好、性行動など性に関連する行動・傾向と、生物学的性別、社会的性別(ジェンダー)なども全て含め、性的なことがらを包括的に示す概念。
- (注2) 男らしさ/女らしさ、男性像/女性像についての思い込み、偏見。

※平成23年12月1日(木)「男女共同参画テーマ別お届け講座(DVに関する公開講座)」でお話された内容をもとに編集・加筆いただいたものです。



【高橋裕子さんプロフィール】

秋田県出身、東京都多摩市在住。小学校養護教諭を9年間、都立高校定時制養護教諭を24年間勤め、2006年退職。現在、大学非常勤講師、多摩市TAMA女性センター運営委員長、性と人権ネットワークESTO会員、「人間と性」教育研究協議会会員等として活動。

小学校勤務時代から、時代と子どものニーズに応えるための性教育の研究・実践を行い、高校では「性と生を考える会」部活顧問として生徒たちと共に人権・性・ジェンダーについて研究活動を続ける。

2001～2002年放送のTBS「3年B組金八先生」(第6シリーズ)養護教諭モデルとなった。

著書に『デートDVと学校—“あした”がある』(2010.エイデル研究所)、『教師のための「多様な性」対応ハンドブック—子どもたちの声が聞こえていますか』(共著 2010.厚労省エイズ対策事業における研究)など。

あなたの「デート作法度」チェック

そうだと思うものに○、ちがうと思うものに×をつけてみましょう。

- Q1 彼女が彼についていくという関係は、ごく自然だ
- Q2 深く愛し合っていれば、お互いの気持ちがわかるはずだ
- Q3 彼が彼女を「お前」と呼ぶのは心地よい
- Q4 つき合っているのだから、いつもメールや電話でお互いの行動を把握するべきだ
- Q5 恋人同士の約束事は何よりも優先するものだ
- Q6 つき合っているなら、相手の携帯電話を勝手に見たりデータを消したりしてもかまわない
- Q7 暴力を振るわれるのは、振るわれる方に原因がある
- Q8 愛されるためには、相手の期待にこたえなくてはならない
- Q9 彼が彼女に対して、自分以外の男の子と話すのを禁止しているのは、彼女のことを愛しているからだ
- Q10 彼が彼女の髪型や服装に注文をつけるのは、彼女を愛しているからだ
- Q11 キスやセックスは、強引に迫った方が男らしい
- Q12 セックスする関係なら、彼女はもう彼のものだ
- Q13 多少彼女が嫌がっていても、つき合っているのだし、愛していればセックスしてもいい
- Q14 望んでいないのにセックスしてしまう人はいない
- Q15 彼女からの別れ話に彼が「別れるなら死んでやる」と言い出すのはそれくらい彼女を愛しているからだ

(甲斐あんな さん(県立高校養護教諭) 作成「デート作法度チェック表」より)

「○」が1つでもついた人は、それだけでデートDVとは言えないですが、その行動や意識がいつも強制されていたり、相手の行動や顔色に自分がいつもあわせてるな、と思ったら、DVに入り込む予兆です。その気持ちを相手に伝えてみましょう。

デートDV対応のポイント

実際にデートDVが起きている場合、下記を参考にして、それぞれに適切な対応を心がけましょう。

加害生徒へ

- ・それが加害行為であることに気づかせる。
- ・加害生徒の暴力爆発期の制止や指導は強行しない。暴力の矛先が制止したものに向かう。
- ・生徒との話し合い・対応・指導は、できればコミュニケーションのとれる教師が暴力予備期(ハネムーン期、優しくなったり急に謝ったりする時期)に本人だけと話し合う。
- ・暴力が起きそうな時どうするか本人も一緒に考えさせる。
- ・恋愛を否定したり、つきあいをやめるよう強く説得するなどはない。
- ・保護者とも連絡を密にする(警察に依頼することもあることを話しておく)。

被害生徒へ

- ・それは「デートDV」であり被害を受けていることなのだ気づかせる。
- ・相手の加害生徒が同行している場合は、聞いても話さないし何も無いという。この場合無理をしない。
- ・「小中学校で楽しかったことってどんなこと?」「どんな仕事をめざしてるの?」など自尊・自己肯定をよびおこす会話をする。
- ・恋愛をしていると思い込んでるので、早急に「別れた方がいい」などの言葉は控える。自分たちを別れさせたがっていると警戒する。
- ・保護者との連携⇒校内での対応で緊急に帰宅させたり、避難する必要があることを伝える。

※デート作法度チェックリストは高橋裕子さん著書『学校とデートDVー“あした”がある』40頁より引用し、高橋さんにコメントをいただいたものです。対応のポイントは、同著書58、59頁を参考に、講演でお話された内容をまとめたものです。

中学生・高校生向けデートDV防止講座

（財）しまね女性センターでは、子どもたち、若者世代がDVの被害者にも加害者にもならないよう、平成22年度より予防啓発を目的に県内の中学校・高等学校でデートDV防止講座を実施しています。講座の進め方（一例）と受講者の声を一部ご紹介します。

*— **講座の進め方の例** ※「デートDV防止ますだ」による「アウェア(*)」デートDV防止プログラムの一例です。— *

1 「デートDV」って何？（意識チェックとロールプレイの実演）

親密な交際についての自分の意識チェックを行った後、DV的な関係にある2人のロールプレイ実演を通して、何がいけないか、そのような関係の中で被害者側はどんな気持ちになるのか等について考えます。



デートDV防止ますだ
(山尾優美さん・高橋康子さん)

2 「デートDV」ってなぜ起こるの？（DVD視聴とお話）

DVDの視聴を通して、デートDVの要因が、力と支配、暴力の容認、ジェンダーバイアスである事への気づきを促します。

3 「デートDV」をなくすために（お話とロールプレイの実演）

ロールプレイの実演を通して、相手を尊重することや自己決定権を持つこと、怒りを態度や行動で表さないこと、性別の違いではなく個人の違いを尊重し自分らしく生きることなどの大切さを学びます。

4 DV行動チェックと友人へのサポート（チェックシート記入とお話）

対等な関係を築くために、暴力的態度を見分ける行動チェックをしたり、被害者・加害者の立場にある友人へのサポートや相談先について学びます。



講座風景

*アウェア：DVのない社会をめざして活動する民間団体

*— **受講者の声** ※アンケートより編集 — *

ちょっとしたことや自分が良かれと思ってしたこと、相手がイヤならDVになるなんて知りませんでした。これまで、知らずにDVっぽいことをしてしまったり、逆にされたりしたことを思い出しました。

友だちへのサポートについても学べて良かった。もしDVを受けたら、友だちや親など誰かに相談したい。

DVという言葉は知っていたけど、手を出したりすることだけがDVだと思っていた。言葉の暴力など案外身近なものもDVになると知ってびっくりした。

私自身はこれまでおつきあいたことがありませんが、自分の両親を見てみると、父親がいつもいばっていて、「まさにDVじゃん」と思っていました。

DVは絶対ダメ！と思った。自分は被害者にも加害者にも絶対なりたくないし、絶対ならないぞ!!

「束縛」もDVだとは知らなかった。愛情表現だとばかり思っていた。愛情と暴力の線引きが難しく、今日の話だけじゃよくわからなかった。

平成24年度も「中学生・高校生向けデートDV防止講座」実施学校募集中!!

実施件数は6校程度。講師にかかる費用（謝金・交通費）をしまね女性センターが負担します。問い合わせ、お申し込みは、（財）しまね女性センター事業課（TEL 0854-84-5514）まで。

僕もイクメンだったのだ(?!)

みなさん「イクメン」をご存知ですよね。イクメンではありませんよ。育児を率先してする男性を言います。まあ、男性の育休取得を推進するために作られた言葉だと解釈しています。わが夫は「僕もイクメンだった」と申しておりますが、わたしは「？」と思っています。夫の「ミルクもやったし、おむつも替えたし、保育所の送り迎えもやったしね。何はともあれ毎日お風呂に入れたし。」という言い分には、妻である私は、「あれで。あの程度で。」と心の中でつぶやいていますが、決して、否定しないようにしています。妻の求める量と夫の実際の実行量に違いがあるのは当然だからです。

このように私の時代は、男性の育児は日常の手助け状態でした。現代は、父も母も仕事を持ちながらの家庭生活であり、育児です。故に、父親も育児の主体者になってほしいという切なる母の願いは、なかなか届きません。どこに届かないかというと、経営者に届かないことが多いですね。いまだに「育児=母」という構図が頑固にまかり通っていますし、育児の上手な父

よりも、仕事のできる男性が求められているからです。

お父さんたちは、わが子の成長の外に置かれ、触れ合いから排除されることを望んでいるのでしょうか。お父さんたちも、子どもの最初の言葉を聞きたいですし、最初の一步を確かめたいですよね。

ワーク・ライフ・バランスの観点から、育児に手がかかる時期は、どういう働き方をするのか、各人が考え、それを周りもきちんと受容する社会が必要ではないでしょうか。

素敵なイクメンは、「できる」社会人だと思いますが皆さんはどう思いますか。



働しまね女性センター常務理事
あすてらす館長

猪野 郁子

データで見る男女共同参画①

※今号より島根県における男女共同参画に関するデータを紹介し、ポイントを解説していきます。今回はリレーコラムのテーマ「イクメン」に関するデータです。

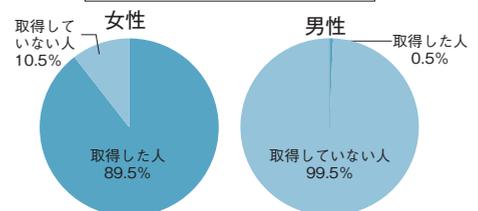
この数字
ご存じですか？

0.5%

これは、島根県内の事業所で1歳6ヶ月未満の子を養育している男性のうち、育児休業を取得した人の割合です。一方、同じく女性の場合には89.5%の人が育児休業を取得しています。この取得率の男女差は全国的にも同様ですが、厚生労働省の調査では男性2.63%、女性87.8%^(注)となっており、島根県の方が全国平均よりもさらに取得率が低い状況です。

若い世代は協力して育児をする意識が高く、男性の育児参画は以前より進んでいますが、育児休業取得となるとなかなか進みません。その背景には「男は仕事、女は家庭」「子育ては母親」等の性別役割意識と、それに起因する男女の賃金格差があり、①家計収入を考えれば妻が休んだ方が合理的とか、②男性は長期間休みにくい「年休（年次有給休暇）」の消化にとどまっているなどの理由で、実際の育児休業取得までいたっていない男性が多いようです。国では、男性の育休取得率を平成32年までに13%とするため、多様な生き方・働き方を可能にするような税制・社会保障制度の見直しの検討を含め、様々な支援を行っていますが、行政・企業がよりいっそう一体となって取組むことが求められるでしょう。

島根県の育児休業利用者の状況



(注) 平成21年10月1日から平成22年9月30日までの1年間に在職中に出産、または配偶者が出産した人のうち平成23年10月1日までに育児休業を開始した者/平成23年度雇用均等基本調査（速報値）

出所：平成23年度島根県労務管理実態調査

平成24年度 しまね女性センターの事業紹介

～講座に参加して新しい一歩を踏み出そう～

事業	講座名	内容	実施時期・回数など	対象
啓発・広報事業	啓発誌「しまねの女と男」の発行	男女共同参画に関する情報をテーマ別に取りあげた特集記事や、県内で活動する個人や団体の紹介、コラム等を掲載します。	2回 5月、11月	県民のみなさん 関係団体
	職場で学ぶライフマネジメント講座	職場を訪問し、ワーク・ライフ・バランスやコミュニケーション力向上について、講演や講義&ワーク等、実施先の希望に合わせた内容で講座を開催します。	5社程度	県内の企業・団体
	学生向けライフデザイン支援講座	これから就職、結婚、子育て等を迎える学生の方々が、男女共同参画の視点で仕事や家庭生活、個人生活のあり方を考えるヒントとなる講座を、県内大学の各キャンパスで開催します。	4箇所	県立大学各キャンパス、島根大学の学生
学習・研修事業	男女共同参画お届け講座	男女共同参画の基本的な視点・知識・情報等を身につけるための講座を、県内各地に出かけて開催します。	3箇所 6月～	県民のみなさん
	男女共同参画サポーター養成・支援事業	地域で男女共同参画の普及・啓発活動を行ううえで必要な研修や、啓発活動のヒントとなるような地域モデルの事例紹介、情報提供を行います。	7月～12月	島根県男女共同参画サポーター 市町村担当課職員
	NEW! 男性のためのブラッシュアップセミナー	男性の男女共同参画に対する理解を深めるために、これまでの自分を振り返り、今後の人生を考えるきっかけとなるよう、実践を交えた講座を開催します。	2箇所	雲南市、美郷町在住の男性
	NEW! 働く女性のためのキャリア形成セミナー	企業等で働く女性が、人生や仕事について主体的に考えつつ、自分らしいキャリアプランの立て方や、職場における能力発揮について学ぶセミナーを、若手向け／中堅層向けにわけて開催します。	若手向け 8月 中堅層向け 9月	県内在住、在勤の働く女性
	中学生・高校生向けデートDV防止講座	中学生や高校生が、DVの加害者にも被害者にもならないための予防啓発として、希望する学校において生徒を対象とする講座を開催します。	6校程度	県内在学の中学生・高校生
	研修講師派遣	地域団体・グループ、企業、学校等からの依頼を受けて、男女共同参画に関する講座や学習会の講師として、職員等を派遣します。	随時	県民のみなさん
交流・利用促進事業	あすてらすフェスティバル2012	男女共同参画の実現に向けた意識の醸成を図る事業を行うことや、多くの県民のみなさんの出会いと交流の場をもつことを目的とし、島根県男女共同参画推進月間である6月に、あすてらすにおいてフェスティバルを開催します。	6月16日(出)	県民のみなさん
	ネットワーク推進事業	「あすてらすネットワーク会員」のための情報紙を会員有志の編集により発行します。また、会員同士の親睦を深めるための交流会を行います。	情報紙 4回 交流会 12月	あすてらすネットワーク会員 (随時募集中)
しまね女性ファンド	女性ファンド事務受託	公益信託「しまね女性ファンド」の申請団体・企画内容の審査事務を行うとともに、利用促進のためのPR活動を行います。	年2回募集 H24後期5/15～7/15 H25前期11/15～翌年1/15	女性が中心となって活動する県内の団体・グループ

※各事業・講座の詳細は、チラシ、ホームページ等で随時お知らせします。



平成23年度における旧斐川町内での サポーター活動報告

平成23年度末の近づいた平成24年2月21日、午後2時から出雲市立ひかわ図書館の視聴覚ホールで男女共同参画学習会を開催しました。講師にあすてらす館長の猪野郁子さんをお迎えし「“気づき”が地域を活性化する？～女性と男性が力を合わせて～」と題した講演に、公民館や各種団体、地域の方々24名が参加され、男女共同参画社会を目指して、地域を元気にするために私たちは今何をし、何を变えるべきか熱心に学習しました。

会場には、あすてらすからお借りした川柳啓発パネルと男女共同参画かるたを展示したところ、子供たちと一緒にかるたを使ってみたいという声や、いつでも使えるよう公民館に常備したいという要望もありました。

あすてらすや市担当課からの出席もあり、県や市の取組も紹介していただきました。参加者のみなさんにサポーターの存在も知っていただき、私たちは、やってよかった、継続した取組が大切だと痛感しました。

振り返ると、学習会開催までは、山あり谷あり、紆余曲折を経ての実施となりました。

平成23年度は斐川町からのサポーターが4名に倍増、6月にあすてらすでの基礎研修を終え、7月から9月3日の講演会開催に向けて活動を開始しました。町の担当者と、猪野さ

んと、サポーター独自と、計3回の打合会を開き準備していましたが、9月初めの台風襲来で、講演会は急遽中止に。一か月後の10月1日、斐川町は合併して出雲市となりました。



写真：学習会の様子

合併により私たちサポーターを取り巻く環境は激変、旧斐川町では行政とサポーターが二人三脚で講演会などを実施して来ましたが、出雲市は体制が異なり最初戸惑いました。市担当課から、今後は公民館がコミュニティセンター（コミセン）となり、コミセンが中心となって男女共同参画の組織づくりや推進事業を展開していくことになるとの話を聞き、サポーターとして何かできないかと話し合い、再度学習会を計画しました。費用捻出をはじめ学習会案内チラシを手分けして配るなど、サポーターが力を合わせて準備を進めるなか、地域の皆さん、あすてらすや市担当課の皆さんに支えられ学習会を開催することができました。

平成24年度のみかわの会は2名になりますが、地域の皆さんと一緒に、できることから少しずつ継続して取り組んでいきたいと思っています。

島根県男女共同参画サポーター（出雲市）

ひかわの会 みしまあけみ
三島明美

NEW!

男女共同参画かるた拡大版作成と貸出のご案内

しまね女性センターでは、地域や学校、職場等での学習・研修などに活用していただけるように「男女共同参画かるた」を作成し、これまで多くの方々にご利用いただいておりますが、「大勢でかるた大会をしたい」「絵札を教材にして研修をしたいが、小さくて見にくい」等の声にお応えして、このたび拡大版を作成しました。絵札は大きく見やすいA3版で、広い場所や大勢での利用にも適しています。暮らしの中にある固定的な性別役割分担意識、慣習を見直すきっかけづくり、学習会やイベント等でぜひ活用ください。



貸出申込など詳しくは、事業課（TEL 0854-84-5514）まで問い合わせください。



島根県立男女共同参画センター

あすてらす

〒694-0064 大田市大田町大田イ236-4 (JR大田市駅西隣)
TEL 0854-84-5500(代) FAX 0854-84-5589
ホームページアドレス <http://www.asuterasu-shimane.or.jp/>

利用のご案内

((誰でも気軽に利用できます!))

- 開館時間 / 9:00~19:00 (貸出し施設については21:00まで)
- 休館日 / 毎週月曜日・国民の祝日・年末年始(12月29日~1月3日)